

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第164号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第217号）
平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験の合格最高点、合格最低点及び合格者の平均点を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
非公開決定
- 3 担当課（所）
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯

ア H24. 12. 12 公開請求	エ H25. 1. 18 諮問
イ H24. 12. 13 非公開決定	オ H27. 10. 20 答申
ウ H25. 1. 15 異議申立て	

- 4 諮問に係る審査会の判断結果
非公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	
全部非公開	条例第7条第2号	非公開	<p>本件公文書に記載された情報は、いずれも個人に関する情報であることは明らかであり、本件職員採用候補者試験の合格者は1名であるので、その合格最高点及び合格最低点並びに合格者の平均点は、条例第7条第2号本文の「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の括弧書きに該当する。</p> <p>また、本件情報が、同号ただし書イに該当する情報であるとはいえず、ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求の対象となる公文書は、同号に該当し、非公開とした実施機関の決定は妥当である。</p>

- 5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第164号

答 申 書

平成27年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年12月12日に、平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験の合格最高点、合格最低点及び合格者の平均点について公開請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年12月13日に、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない理由）

合格者が1名のため、これらを公開することで、本人が特定されてしまい、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 過去において、異議申立人は、合格最高点及び合格最低点を公開請求したところ、いずれも情報提供され（ただし、合格者が2名であった平成16年度及び平成17年度を除く）、その理由を実施機関職員に尋ねると、「合格最高点及び合格最低点は個人情報ではない」と答えた。

合格最高点及び合格最低点が個人情報でないのであれば、例え合格者が1名でも個人情報ではない。

- (2) 実施機関の理由説明書には、合格者が1名の場合、「公開すれば、容易に個人の得点が識別され得る」と記載されているが、合格者の氏名が公開されていない以上、特定の個人を識別することは不可能である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件職員採用候補者試験の合格者は1名であり、この場合、「合格最高点」、「合格最低点」及び「合格者平均点」は全て同一で、これを公開すれば、容易に個人の得点が識別されることから、条例第7条第2号本文に該当する。
- 2 なお、合格最高点及び合格最低点は、試験結果の情報提供として公開している。しかし、合格者が1名の場合は、個人の得点が容易に識別可能であることから、条例第7条第2号に規定される非公開情報に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第2次試験の合格最高点、合格最低点及び合格者の平均点を記載した文書である。

3 非公開決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号の規定について

同号では、個人に関する情報で、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とし、ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報について、非公開の例外と規定している。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件公文書に記載された情報は、いずれも個人に関する情報であることは明らかであり、本件職員採用候補者試験の合格者は1名であるので、その合格最高点及び合格最低点並

びに合格者の平均点は、条例第7条第2号本文の括弧書きに該当する。

また、本件情報が、同号ただし書イに該当する情報であるとはいえ、ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求の対象となる公文書は、同号に該当し、非公開とした実施機関の決定は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 18 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 7 号)
平成 25 年 3 月 28 日	○実施機関（人事委員会事務局総務課）から理由説明書を受理した。
平成 25 年 6 月 18 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 27 年 2 月 26 日 (第 260 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 7 月 2 日 (第 263 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 9 月 10 日 (第 266 回審査会)	○事案の審議を行った。